

災害派遣手当等の支給に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 災害派遣手当等 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項に規定する災害派遣手当、<u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 154 条(同法第 183 条において準用する場合を含む。)</u>に規定する武力攻撃災害等派遣手当<u>及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 44 条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>をいう。</p> <p>(2) 職員 災害対策基本法第 32 条第 1 項に規定する職員、<u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 154 条(同法第 183 条において準用する場合を含む。)</u>に規定する職員<u>及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第 44 条に規定する職員</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 災害派遣手当等 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項に規定する災害派遣手当<u>及び</u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 154 条(同法第 183 条において準用する場合を含む。)に規定する武力攻撃災害等派遣手当をいう。</p> <p>(2) 職員 災害対策基本法第 32 条第 1 項に規定する職員<u>及び</u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 154 条(同法第 183 条において準用する場合を含む。)に規定する職員をいう。</p>